（指定補償金管理機関の指定等に関する準備行為）

第三条　新法第百四条の十八の規定による指定を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百四条の十九第一項及び第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により指定の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百四条の十八並びに第百四条の十九第三項及び第四項の規定の例により、その指定及び告示をすることができる。この場合において、当該指定及び告示は、施行日以後は、それぞれ新法第百四条の十八の規定による指定及び新法第百四条の十九第四項の規定による告示とみなす。

3　前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の二十三第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する補償金管理業務規程の認可の申請を行うことができる。

4　文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百四条の二十三第一項及び第三項の規定の例により、その認可及び告示をすることができる。この場合において、当該認可及び告示は、施行日以後は、それぞれ同条第一項の認可及び同条第三項の規定による告示とみなす。

5　前項の規定により文化庁長官が告示をした場合における新法第百四条の二十三第四項の規定の適用については、同項中「前項の規定による告示の日の翌日」とあるのは、「著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日」とする。

6　文化庁長官は、新法第百四条の二十二第一項の政令の制定の立案のために、施行日前においても、同条第三項の規定の例により、文化審議会に諮問することができる。

（登録確認機関の登録等に関する準備行為）

第四条　新法第百四条の三十三第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百四条の三十四第一項及び第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百四条の三十三第一項及び第百四条の三十四第三項から第六項までの規定の例により、その登録及び告示をすることができる。この場合において、当該登録及び告示は、施行日以後は、それぞれ新法第百四条の三十三第一項の登録及び新法第百四条の三十四第六項の規定による告示とみなす。

3　前項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項から第三項までの規定の例により、同項の意見を聴き、同条第一項に規定する確認等事務規程の認可の申請を行うことができる。

4　文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項、第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、その認可をすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。

（罰則についての経過措置）

第五条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第七条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十三号中「第八章」を「第九章」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第八条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第百二十二条まで」を「第百二十一条の二まで若しくは第百二十二条」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十一条のうち、著作権法第四十条第一項の改正規定、同法中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十八条第一項第三号の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第百二条第九項第一号の改正規定を削り、同法第百十四条の三第四項の改正規定中「加え、「（平成八年法律第百九号）」を削る」を削る。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健
文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律

（漁港漁場整備法の一部改正）

第一条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律

目次中「第六章　雑則（第四十条―第四十四条の二）
第七章　罰則（第四十五条―第四十七条）」を

「第六章　漁港の活用の促進
第一節　漁港施設等活用基本方針（第四十条）
第二節　漁港施設等活用事業の実施（第四十一条―第四十六条）
第三節　漁港水面施設運営権（第四十六条の二―第四十六条の十五）
第七章　漁港協力団体（第四十七条―第四十七条の十三）
第八章　雑則（第四十八条―第四十九条）
第九章　罰則（第五十条―第五十二条）」

に改める。

第一条中「及び漁港」を「並びに漁港」に改め、「適正にし」の下に「、及びその活用を促進し」を加える。

第三条第一号ハ中「及び泊地」を「、泊地及び漁具管理水域」に改め、同条第二号ホ中「給油」を「燃料供給」に改め、同号ヘ中「養殖用餌料保管調製施設」を「養殖用餌料保管調製施設」に改め、「養殖用作業施設」の下に「、陸上養殖施設」を加え、同号ト中「及び加工施設」を「、加工及び販売施設」に改め、「荷役機械」の下に「、配送用作業施設」を加え、「並びに加工場」を「、加工場、仲卸施設並びに直売所」に改め、同号ヌ中「船舶保管施設」の下に「、発電施設」を加え、同号カ中「休憩所」の下に「、避難施設、避難経路、防災情報提供施設」を加える。